

平成27年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成27年4月22日(水) 午後1:30~午後2:15

2. 場 所 : 役場庁舎2階 委員会室

3. 出席委員 (10人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
”	5	佐藤 光男
”	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村 久人
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第3号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 報告第4号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理  
について

日程第5 議案第7号 新郷村農業委員会事務局職員の任免について

日程第6 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の許可について

日程第7 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第8 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定につい  
て

## 7. 会議の概要

(平成 27 年第 5 回 4 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、1番 畠 山 賢 悦 君 にお願ひします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 5 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、6番 坂根 重友 君 並びに 9番 工藤 昭治 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 報告第 3 号 農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 3 号農地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を 2 件受理したので、報告いたします。</p> <p>P 3、受付番号第 7 号の合意解約書の写しは、議案第 10 号でも説明いたしますが、農地中間管理機構と利用権設定のため、解約を行うものであります。</p> <p>P 5、受付番号第 8 号の合意解約書の写しは、当該農地を山林に農地転用するために、現借り人と解約を行うものであります。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議 長	次に日程第 4 議案第 4 号 農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について、事務局より説明をもとめます。
事務局	<p>6 ページをお開きください。</p> <p>日程第 4 議案第 4 号 農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書</p>

	<p>の受理について、解除条件付きの賃貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後3月以内に利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。</p> <p>そこで今回P7とP11の報告書にあるとおり、有限会社と財団法人の2カ所から報告がありました。有限会社の平葎建設では、そば、小麦、水稻、長芋を作付しております。また、財団法人のふるさと活性化公社は甘草、ハーブ、を作付しております。</p> <p>農地の所在、地目、面積、生産数量などについてはP9、P10、P13の報告書のとおりとなっております。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に日程第5、議案第7号 新郷村農業委員会事務局職員の任免について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
	<p>14ページをお開き下さい。</p> <p>日程第5 議案第8号 新郷村農業委員会事務局職員の任免について 平成27年度新郷村職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、下記職員の任免について農業委員会の承認を求めます。</p> <p>任用 総括主幹 本間由美子、解任 副参事 長峯美智子</p> <p>以上説明を終わります。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第6 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>15ページをお開きください</p> <p>日程第6 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について</p> <p>別段面積を当委員会では新郷村全域を30aに設定しており、農地法では30a以上もたない農地を取得できないこととなっております。この別段面積の設定については、毎年農業委員会で適正かどうか審議することとなっておりますので、見直しの必要性について意見</p>

	<p>を求めるものです。</p> <p>事務局としては農地法施行規則第17条第1項及び第2項に該当しないため、見直しはしなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第7 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号18号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>16ページをお開きください</p> <p>日程第7 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める者です。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、売買1件、賃貸借1件、合計2件であります。</p> <p>P17、受付番号18号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P18 農地法3条1項の調査書、P19 許可申請書の写し、P20 農地等賃貸借契約書写し、P21～22申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、農地として耕作されています。また、譲受人は青年就農給付金の受給者であり、受給のため申請したものです。また、経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、別紙農地法第3条の調査書、記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第18号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、受付番号18号の現地調査の結果を、担当の4番長井委員から報告求めます。

長井委員	<p>議案第9号 受付番号18号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号18号の申請地の地目は畑であり、借り受け後も、畑として利用するということでもあります。借り受け人は隣地にも農地を借りており農地集積、利用効率の面から見て申請されたものです。また、利用状況からみても、特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第7 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号19号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>23ページをお開きください。</p> <p>受付番号19号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。また、P24農地法3条1項の調査書、P25許可申請書の写し、P26に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。買受人は、以前からこの農地を借りて耕作しており、利用効率上からみて問題ないと考えます。なお買受人の経営状況から見て、地域調和、周辺農地状況など、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で受付番号第19号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、受付番号19号の現地調査の結果を、担当の4番長井委員から報告求めます。</p>
長井委員	<p>議案第9号 受付番号19号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号19号の申請地の地目は畑であり、売買後も畑として利用するということでもあります。隣地は譲受人の居宅であり利用効率の面から見て申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。これからのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>

議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第9号 受付番号18号から19号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号は、原案のとおり決定しました。
議 長	次に日程第8、議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを、議題とします。 それでは、受付番号1号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	27ページをお開きください。 日程第8 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。 平成27年4月10日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。整理番号27-01号で農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者の住所、氏名、経営面積等について、P28の議案書記載のとおりであります。 また、設定期間10年で農地中間管理機構による賃貸借権及び賃貸借の設定であります。P29は、新郷村長からの協議文書、P30からP35までに利用集積計画の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。 以上で説明を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を、担当の3番長根職務代理から報告求めます。

長根職務代理	<p>議案第10号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第10号の申請地、整理番号27-01の地目は田であります。借り受け後も農地中間管理機構から借り受け人に田で借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると、何ら問題は思いません。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第10号の、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について 申請のとおり決定について申請のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成27年第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

議 長

署名者

署名者